令和　　年度

　　　　　事業所　　　　　修理

**施 工 計 画 書**

令和　　年　　月

株式会社

　　　　事業所　　　　　修理　施工計画書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受　注　者　　　　株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　現場代理人　　　　　　　　　　㊞

１　修理（作業）概要

* 1. 施工期間

自　令和　　年　　月　　日から

至　令和　　年　　月　　日まで

* 1. 施工場所

* 1. 施工概要

* 1. 工程表

別紙参照

２　現場組織

* 1. 職務分担一覧表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職 務 分 担 | 氏　　　名 | 連　　絡　　先 | 所　　　　属 |
| 現場代理人 |  |  |  |
| 主任技術者 |  |  |  |
| ○○作業主任者 |  |  |  |
| 安全衛生管理者 |  |  |  |
|  |  |  |  |

* 1. 緊急連絡体制

別紙参照

* 1. 下請業者

　　　　　□使用する。　　□使用しない。

３　安全対策

* 1. 工事・作業の施工に当たり、人的・物的災害を未然に防ぎ、工事・作業を安全かつ正

確に実施し、工事・作業を完成することを目的とします。

なお、この計画書に記載のない事項は、労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行令な

どの定めるところによります。

* 1. 安全管理一般

1. 安全衛生業務を完遂するため快適な作業環境、労働条件の改善を通じて作業所における作業者の安全と健康を確保します。
2. 作業員については労働衛生規則に基づく導入教育を行い作業を行わせます。

作業員は安全衛生管理者の指示・命令を守り、安全な作業をします。

1. 作業所内での災害発生時には直ちに作業を中止させ、作業者を作業現場から退避させ

併せて緊急連絡体制に基づき報告をするなど必要な措置をします。

1. 作業開始前にTBMを催し、作業員全員でその日の作業内容と危険予測、それに応じた

安全性の確認、注意事項、適切な服装、保護具の着用等を周知徹底させます。

1. 毎日の作業終了後の後片付けを励行します。
2. 使用する工具等の使用前点検を確実に実施します。

３．３　重点項目

修理・作業に合わせて特に重点とする項目を記載してください。

※書類作成時は、吹出しを削除してください。

　　　　墜落・落下防止事故

　　　　開口部養生の徹底

追加事項があれば増やしてください。（以下同じ）

※書類作成時は、吹出しを削除してください。

３．４　災害防止対策（適用する項目を■とする）

* 火気の取扱い

1. □事務所・現場に必要数の消火器を設置します。
2. □火気取扱責任者の表示をします。
3. □火気使用前は、現場周辺の状況を確認し使用します。
4. □作業終了後に現場を巡回し、火気の始末、ガス器具等の元栓を確認します。
5. □

* 危険物の取扱い

1. □酸素・アセチレンガスの取扱責任者の表示をします。
2. □酸素・アセチレンガスの空充の区別をはっきり表示します。
3. □ボンベの転倒防止は常に実施します。
4. □

※必要に応じて、炎天下など高温化での燃料など気化しやすい液体やバッテリーの保管禁止、仮設発電機の燃料漏洩防止措置なども記載して下さい。

* 酸素欠乏

1. □酸素欠乏等の危険が予想される作業には、あらかじめ有資格者のうちから酸素欠乏危険作業主任者を選任し、適切な作業方法の決定、作業者の指揮並びに、測定装置、換気装置等の器具・設備の点検及び、使用状況の監視等の業務を確実に実施します。
2. □作業主任者により定期的に濃度の測定を行い記録します。
3. □必要に応じ安全確保のため、十分な能力を有する換気設備を用いるとともに、有効な方法で継続して換気を行います。
4. □

* 感電・ケーブルの誤配線

1. □保護具類は、安全なものを使用します。
2. □電源の操作は、貴社にお願いし原則弊社では行いません。

　必要な場合は協議のうえ、貴社指示のもと行い、責任者の表示をします。

1. □必要の都度、電源操作禁止表示を確実に行います。
2. □開閉器などには、感電事故を防ぐため危険表示札で明示します。
3. □仮設配線は、容量の十分あるキャブタイヤーケーブルを使用します。
4. □スイッチには、接続した配線の使用先を表示する札を付けます。
5. □

* 高所作業・転落予防

1. □墜落制止用器具の常時着装・足場の確認・親綱の設置等により、墜落災害防止に努めます。
2. □ローリングタワーは、必ず上段踊場に手摺を取付けます。

また、転倒防止のため、作業員を乗せたまま移動しないようにします。

1. □昇降設備は極力階段を設置します。

なお、階段の設置が困難な場合は、背もたれ付きタラップ又は昇降安全装置

（セーフティーブロック）を使用します。

1. □開口部は蓋をし、開口部である事を表示します。蓋が出来ない場合は、仮設手摺等で養生します。
2. □上下作業を禁止します。
3. □開口部付近に物を置かない事とし、工具類は箱等にまとめて整理します。
4. □

* 有機溶剤

1. □作業環境に応じ、防毒・防じんマスクなど安全データシートや通達に記載された適切な保護具を使用します。
2. □作業場所周辺に消火器具を配置するとともに、火気厳禁とします。
3. □作業場所には有機溶剤等の区分や注意事項などを掲示します。

４）□

* 溶接作業

1. □溶接、溶断作業の換気、防火対策を十分行います。
2. □使用にあたっては、ガスホースに損傷、亀裂がないことを確認します。
3. □作業者には、有資格者を適正に配置します。
4. □火花の飛散防止をし、火災に注意して作業を行います。
5. □タンク内や狭い室内での作業は、換気に注意し、必要に応じ換気装置を設けます。
6. □屋内外を問わず、金属をアーク溶接する作業や溶断作業を行う場合は、防じんマスクを使用します。
7. □

* 重量物運搬及び機器据付

1. □荷揚装置を使って荷の揚げ降ろし作業をする場合は、当装置の機能状態を点検し、

異常のないことを確認します。

1. □重機運転免許証を持っているものに行わせ、検査証・点検整備等の確認をします。
2. □つり荷重の確認を確実に行い、過負荷によるクレーン機体の転倒、倒壊を防止します。
3. □指定されたジブの傾斜角を超えて使用しません。
4. □巻き過ぎの防止を図ります。
5. □荷の運搬通路やクレーン設置場所の養生、整備を図ります。
6. □アウトリガーの張り出しを確実に行います。軟弱地盤では沈み込みを防止します。
7. □重機作業半径内での作業を禁止します。
8. □運転中の作業者は、作業位置を離れさせないように徹底します。
9. □運転中の作業の合図は、資格認定者により確実に実施します。
10. □合図者の指示に従わない勝手な判断で運転することのないよう指示を徹底します。
11. □急激な巻き上げ、巻き下げ、旋回を行わせません。
12. □

* つり荷作業（該当する場合は【補足資料】玉掛けについて を添付し、これを遵守する。）

1. □必ず作業指揮者を選任し、作業指揮者のもとで作業を行います。
2. □適正人員を配置し、明確な合図を徹底します。
3. □玉掛け作業は、有資格者が行い、無資格者の作業は禁止します。
4. □玉掛け工具の作業前点検を確実に実施します。
5. □作業中は監視員を配置します。
6. □つり荷の1本つりを禁止し、荷の転倒防止を図ります。
7. □地切り前には、重心の位置の確認、ワイヤロープの張りの確認、つり角度、

周辺の状況を確認します。

1. □地切り後は、荷のずれ、荷の水平、各ロープの張り具合を確認します。
2. □地切りの際には、荷の周辺に作業者が立ち入らないように徹底します。
3. □長尺物は介添えロープを用いて作業を行います。
4. □つり荷の地切り前の横引き、綱引き、斜め引きを禁止します。
5. □つり荷の下、つり荷移動範囲内への立ち入り禁止措置を徹底します。
6. □

* コンクリートはつり及びガラ搬出

1. □飛散防止に努めます。
2. □発生土等の積込みは、過積載の防止に努めます。
3. □発生土等の搬出は、誘導員の指示により行います。
4. □出入り口では、第三者を優先します。
5. □屋内外を問わず、鉱物（コンクリート等）の研磨・ばり取り作業を行う場合は、防じんマスクを使用します。
6. □

* 交通対策

1. □道路使用許可条件を遵守し、作業を行います。
2. □歩行者通路を適切に確保し、通路の段差解消と幅員等を確保します。
3. □作業現場内への第三者立入り禁止措置を確実に行います。
4. □交通規制標識、警戒標識、迂回指導板等を適切に設置します。

また、回転灯、保安灯等の明るさを十分確保します。

1. □交通誘導員を適切に配置し、誘導方法について徹底します。
2. □交通誘導員は、交通誘導に専念させ工事(作業)の補助等に従事させません。
3. □作業帯外に工事用車両等の駐車、資機材等の放置はいたしません。
4. □

* 交通事故防止

1. □作業現場に移動するときは、道路の状況を事前に把握して、交通事故防止に努めます。
2. □作業用車両の運転は周りの環境に十分注意し、近隣住民への騒音防止及び、他の車両との接触事故等の交通事故防止に努めます。
3. □乗車、積載または牽引は、適切な方法とします。
4. □

* 転倒事故防止

1. □安全通路を確保し、通路にはものを置かないようにします。
2. □通路等に段差及び小さい開口等がある場合は、養生材等により滑り止め、躓き防止処置を行います。
3. □材料・工具等は壁等に立て掛けないようにし、転倒のおそれのないようにします。
4. □

* 地上工作物、他企業施設対策

1. □地下埋設物の吊りワイヤーのゆるみを確認し、防護状況を適切に作業を行います。
2. □物件の名称、管理者の連絡先を記載した表示板を設置します。
3. □架空線に近接してクレーン等を使用する場合は、感電防止のため絶縁用防護具等の措置を行います。
4. □施設管理者の指示による養生・防護は速やかに実施します。
5. □既存物損壊防止のため、これらの補強若しくは、移設等の措置を行います。
6. □

* 廃棄物処分

1. □非常用照明等のバッテリー（小型充電式電池）は、リサイクル処分します。
2. □

□　挟まれ・巻き込まれ防止

1. □設備の回転体や動作部分等に巻き込まれないよう適切に作業を行います。
2. □巻き込まれのないよう服装の相互確認を実施します。
3. □

* 熱中症対策

１）□労働安全衛生規則第612条の2に従い、熱中症対策として早期発見のための体制を整備

し、かつ症状の悪化を防止するために必要な措置の実施手順を作成し、全体に周知します。

２）□

* その他危険作業